

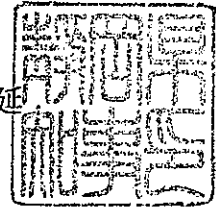
環 生 第 2 7 4 - 2 号

平成 2 1 年 3 月 4 日

(仮) 浜松市中開土地地区画整理組合

発起人代表 大貫 英夫 様

静岡県知事 石川 嘉延



「(仮) 浜松市中開土地地区画整理事業」に係る第 2 種事業の判定について (通知)

平成 21 年 1 月 6 日付けで届出のあったこのことについて、静岡県環境影響評価条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり判定します。

記

1 判定結果

静岡県環境影響評価条例に基づく手続きは要しない。

2 判定理由

環境影響評価条例施行規則第 6 条に基づき判定したところ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められない。

担 当：県民部環境局 生活環境室
電 話：0 5 4 - 2 2 1 - 2 2 0 5
F A X：0 5 4 - 2 2 1 - 3 5 5 3